

# 入札保証金の説明書

入札件名

AED(自動体外式除細動器)賃貸借契約

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額(1年分の契約金額相当)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。なお、入札保証金額が不足する場合は、その入札は無効となります。

□入札保証金の考え方(60か月の長期継続契約の場合)

見積もる契約金額(1年分)=(入札金額+消費税)÷契約期間の月数×12

入札保証金額=見積もる契約金額(1年分)×5%以上

例えば… 4,800,000円で入札する場合

(入札金額4,800,000円+消費税480,000円)÷60月×12=見積もる契約金額(1年分)1,056,000円

見積もる契約金額(1年分)1,056,000円×5% =入札保証金は52,800円以上

## 1 入札保証金が免除となる場合

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。いずれかご対応ください。

(1) 保険会社との県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

提出期限: 令和8年3月12日 (木) 12:00

(2) 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合。

ア 契約実績表(第2号様式)に必要事項を記入し、記載された実績が確認できる契約書等の写しを添えて提出してください。

イ 入札参加資格登録申請書に添付した契約実績表(第2号様式)に当該要件を満たした契約実績が含まれている場合には、改めて提出する必要はありません。

提出期限: 令和8年2月27日 (金) 12:00

## 2 入札保証金を現金で納付する場合

上記1の免除に該当しない場合は、現金で納付していただきます。納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付書の納付、入札後の還付までの手順は以下のとおりです。

(1) 納付方法

ア 債務者登録票(第4号様式)及び入札保証金納付書発行依頼書(第5号様式)に必要事項を記入し、沖縄県下水道事務所へ提出してください。(FAX送信可:870-2268)

提出期限: 令和8年3月9日 (月) 12:00

イ 提出いただいた登録票及び依頼書に基づき以下の期間内で納付書を発行するので、納付書記載の納付場所にて納付してください。

配布期間: 令和8年3月10日 (火) 9:00 ~

納付期限: 令和8年3月12日 (木) 15:00

ウ 入札執行前に入札保証金の納付状況を確認するので、納付後速やかに領収書の写しを沖縄県下水道事務所へ提出してください。(FAX送信可:870-2268)

(2) 還付方法

ア 入札後は、入札保証金還付請求書(第6号様式)及び債権者登録申請書を沖縄県下水道事務所へ提出すること。提出後、約3週間で指定口座へ還付します。